

一般社団法人日本視機能看護学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本視機能看護学会と称し、英文では、Japan Academy of Ophthalmic Nursing と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、視機能看護の質的向上を図り、もって医療の向上と人々の健康と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、学術集会の開催
- 2、学会誌の発行
- 3、講習会及び研修会等の開催
- 4、国内外の研究・教育事業
- 5、国内外の関係学術団体との協力・連携事業
- 6、その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(入社)

第5条 社員は当法人の目的に賛同して入社した個人正会員とする。

2、当法人の設立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第6条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人内に電磁的に保管することとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は社員名簿に記載した住所、又は社員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して

予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社又は死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 総社員の同意があったとき

(会員の種類)

第10条 当法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 個人正会員 本会の目的に賛同し、視機能看護に従事あるいは関心を有する看護師・准看護師または医療従事者で、理事会の承認を得た個人
- (2) 施設会員 眼科診療を行っている施設や部署
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し本会の維持発展に協力する団体または個人
- (4) 名誉会員 本会に著しく貢献し、正会員2名以上の推薦を受け、理事会にて承認された者

(入会)

第11条 当法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第12条 当法人の会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の規定により納入された年会費は、いかなる事由があっても返還しない

—

(任意退会)

第13条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第12条の義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 死亡、又は解散したとき。

(会員名簿)

第16条 当法人は会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

なお、当法人の会員は、入会の際に届け出た事項に異動が生じたときは、細則に定める様式によって、すみやかに当法人に届け出なければならない。

(抛出金品の不返還)

第17条 当法人を退会し又は除名された会員が一度納入した会費その他の抛出金は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第18条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

1、社員の除名

2、理事及び監事の選任又は解任

3、理事の報酬等の額

4、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

5、定款の変更

6、解散及び残余財産の処分

7、合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

8、基本財産の処分の承認

9、その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第20条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第21条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。ただし、必要に応じて主たる事務所以外でも開催することが出来ることとする。

(招集)

第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2、総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第30条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第26条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第27条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電

磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第29条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員

(役員)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事3名以内
- 2、理事のうち、1名以上を理事長とする。
- 3、前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4、必要に応じて1名の会長及び若干名の副会長、専務理事及び常務理事を置くこともできる。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2、代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3、監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2、代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4、理事若しくは監事が欠けた場合又は第30条第1項で定めた理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

第36条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第37条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2、前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第38条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2、当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第39条 当法人に理事会を置く。

- 2、理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1、業務執行の決定
- 2、理事の職務の執行の監督
- 3、代表理事の選定及び解職

(招集)

第41条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わる事ができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2、前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2、議長及び出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか理事会の規則で定める。

第7章 計算

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする

。(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会に報告しなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2、前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2、前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2、この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」とする)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によ

るほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2、委員会の委員は、社員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2、事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3、事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 附則

(社員の氏名及び住所)

第60条 当法人の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所省略) 永野美香
(住所省略) 大音清香
(住所省略) 加藤礼
(住所省略) 肝屬千加子
(住所省略) 山寄淳
(住所省略) 清水厚子
(住所省略) 佐々木昌茂

(理事、代表理事及び監事)

第61条 当法人の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

理事 永野美香、大音清香、加藤礼、肝屬千加子、山寄淳、清水厚子

代表理事 永野美香

監事 大久保和夫

(最初の事業年度)

第62条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第63条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附記

2024年10月1日 第60条および61条に 理事・社員 清水厚子を追加

2025年3月26日 社員総会の決議を経て、第12条2項、第30条2、3項を追加

以上

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 3-8
市ヶ谷科学技術イノベーションセンタービル 2F
一般社団法人日本視機能看護学会